

建 営 第 250 号
令和元年 12 月 16 日

(公社) 静岡県建築士会 会長 様

静岡県交通基盤部建設支援局
営 繕 企 画 課 長

建築設計等委託料算定基準改定説明会の開催周知について (依頼)

師走の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当県では、平成 31 年 1 月に建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準 (国交省告示第 98 号) が改定されたことを受け、告示の趣旨を踏まえて、建築設計等委託料算定基準を改定し、令和 2 年 4 月から適用することとなりました。

このため、新しい算定基準に基づいた適切な委託料算定が実施されるよう、改定内容の説明会を下記のとおり開催します。つきましては、貴会員への御案内とホームページへの掲載やメール配信などによる周知に御協力をお願いします。

記

- 1 開催日時等：各会場 13 時 30 分から 15 時まで

開催地	開催日時	会場	定員
中部	令和 2 年 1 月 20 日 (月)	静岡総合庁舎 7 階第 8 会議室	110 名
西部	令和 2 年 1 月 22 日 (水)	浜松総合庁舎 1 階大会議室	90 名
東部	令和 2 年 1 月 29 日 (水)	東部総合庁舎別棟 2 階会議室	100 名

- 2 内 容：建築設計等委託料算定基準の改定について

- 3 申込方法：別添 URL 又は QR コードから電子申請により必要事項を入力し登録してください。

https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2376



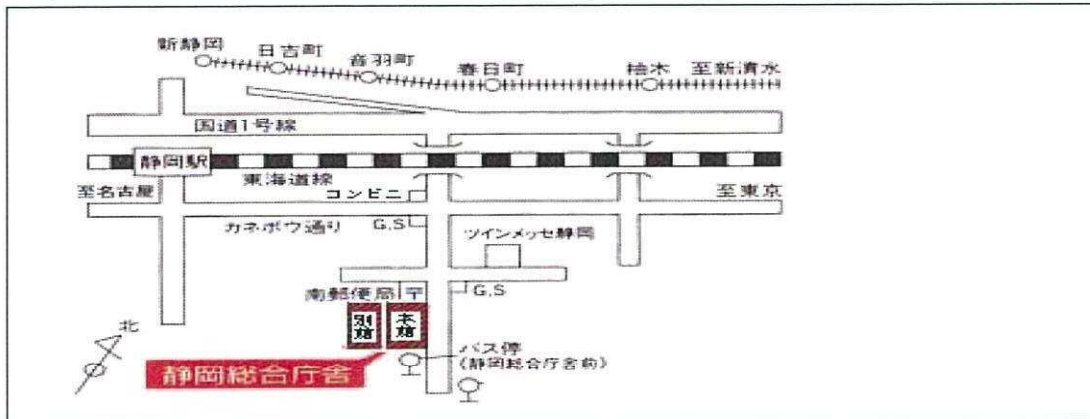
- 4 申込期限：令和 2 年 1 月 15 日 (水)

- 5 その他：説明会用の駐車場はありませんので、御来場にあたっては公共交通機関を御利用ください。

担 当 企画班 川合
電 話 054-221-3374
F a x 054-221-2386
E-mail eizenkikaku@pref.shizuoka.lg.jp

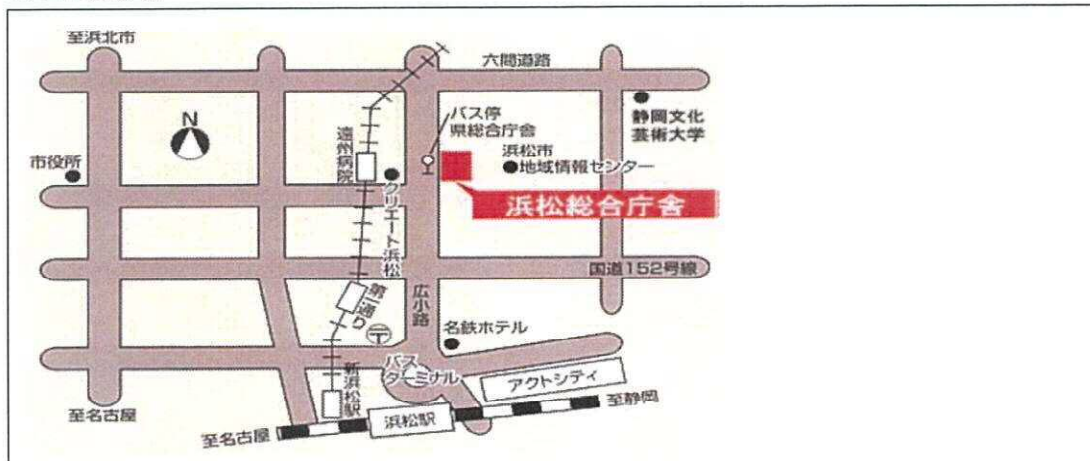
案内図

○中部会場



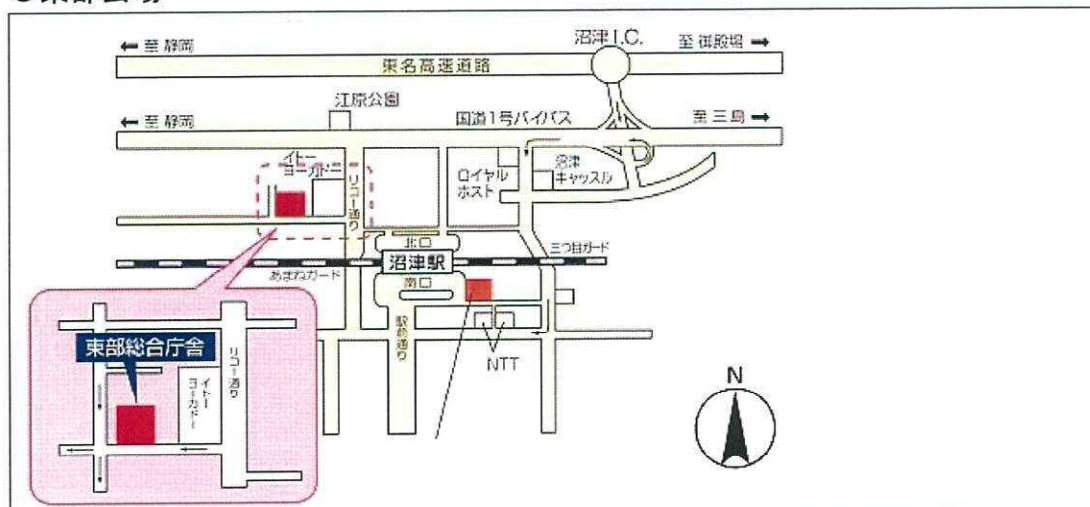
静岡県静岡総合庁舎本館7階第8会議室
静岡市駿河区有明町2-20 (JR静岡駅南口から徒歩約30分)

○西部会場



静岡県浜松総合庁舎 1階大会議室
浜松市中区中央1-12-1 (JR浜松駅から徒歩約15分)

○東部会場



静岡県東部総合庁舎別棟2階大会議室
沼津市高島本町1-3 (JR沼津駅北口から徒歩約10分)